

# ドバイ新 DIFC 会社法

2018年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2018年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co: Middle East Regional Office;  
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,  
Sheikh Zayed Road, Dubai,  
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com

كليرداندكو  
**CLYDE&CO**

# ドバイ新 DIFC 会社法

2018年11月12日、ドバイ国際金融センター（DIFC）は、金融フリーゾーンに登録するすべての法人に影響する待望の新会社法を発表しました。新しい法律によりもたらされる主な変更点や事業への影響等の概要については、以下のとおりです。

新会社法は、新DIFC会社法（2018年第5号令）、営業法（2018年第7号令）、会社規制法、最終受益者規制および営業規制（新会社法）から構成されます。新しい法律と規制のコピーはDIFC オンラインリーガルデータベースからアクセスできます。<https://www.difc.ae/business/laws-regulations/legal-database/>.

## 新会社法により影響を受ける法人

新会社法は、既にDIFCに登録しているあらゆる種類の法人、および設立過程にあるすべての法人、またはDIFCで将来法人設立を検討する法人へ影響します。この法律の制定は中小企業、個人および企業のステークホルダー、取締役、財務アドバイザー、法務専門家など国際および地域のステークホルダーに待ち望まれていたものです。

以下の表は、新会社法による主な変更点と、以前のDIFC会社法（2009年第2号令）（旧会社法）との違いについてまとめたものです。

問題	旧会社法	新会社法	実務上の留意点
法人形態	<p>旧会社法で認められていた主な法人形態は、以下三つとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社</li> <li>有限責任会社（LLC）</li> <li>Recognised Companies（外国企業の支店など）</li> </ul>	<p>DIFCはLLCを有効な法人形態と認めなくなり、新会社法で認められる法人形態は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非公開会社（社名の後に「Limited」または「Ltd」が続く。）</li> <li>公開会社（社名の後に「Public Limited Company」または「PLC」が続く。）および</li> <li>Recognised Companies（外国企業の支店など）</li> </ul> <p>新会社法は、定款に新たな標準形式を導入しました（標準定款）。既存の定款を有する会社の場合、新会社法と相反しない範囲であれば、その定款が効力を持ち続けます。相反する場合、標準定款が適用されません。会社は、既存の定款を更新するために</p>	<p>2018年11月12日付で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべてのLLCは自動的に非公開会社に変更されます。</li> <li>上場されている株式によって制限されている会社、または50人以上の株主が存在するすべての会社は、自動的に公開会社に変更されます。</li> <li>その他のすべての株式会社は自動的に非公開会社に変更されます。</li> </ul> <p>現在までに、既にすべての企業が新ステータス通知を受け取っていると思われます（30日以内に異議を申し立てることができます）。旧会社法から新会社法</p>

		12 カ月間の猶予が与えられ、修正された定款あるいはカスタマイズされた定款を適用することができます。この場合、会社の取締役の1人が適用されるすべてのDIFC法へのコンプライアンスを認証する必要があります。会社の法務アドバイザーの法的意見は不要です。	へ移行するまで12カ月間の猶予を与えられます。  この変遷期間中、会社は連絡用に以前の社名を使用することはできませんが、新会社法を順守するために、猶予期間中に定款を修正する必要があります。また連邦税務局（FTA）オンラインポータルを通して、名称変更に伴うVAT登録の更新を行うことをお勧めします。
優先的引受権	法定の優先的引受権はなし。	新会社法では、既存株主は、法定の優先的引受権の恩恵を受けて、過度な株式の希薄化から保護されています。しかし新会社法には、こうした権利に対して、無償株式や従業員株式制度に基づいて発行される株式など、慣習的に例外とされるものもいくつか含まれています。また、非公開会社は、定款で定めることにより、法定の優先的引受権を適用しないことも可能です。公開会社と非公開会社の両株主は、株主総会における（取締役会で推薦された）特別決議を成立させることにより、優先的引受権を除外または変更する権利を有します。	非公開会社は、定款に優先的引受権を適用するか否かを考慮すべきです。公開会社は、将来の資金調達における優先的引受権の持つ意味を考慮すべきです。
書面決議への同意	書面の株主決議（普通と特別の両方）には、株主全員の同意が必要。	非公開会社と公開会社の両方において、株主全員の同意が得られなくても株主決議を成立させることができます。書面の普通決議は、議決権を持つ株主の単純過半数で成立させることができます。書面の特別決議は、総議決権の75%以上の株主の賛成により成立させることができます。	書面決議の成立に株主全員の同意が不要になったことにご注意ください。
自社株式	自社株式について言及なし。	会社は、定款に相反する条項がなく普通決議で承認される場合、自社株式を保有することができます。新会社法では、自社株式に関する取り扱いに関し、詳細な条文が設けられています。	発行済株式の買い戻しや自社株式の発行が自社の財務、評価額、従業員持ち株制度などの実務面にメリットがあるかどうかを考慮すべきです。
取締役の義務	取締役は誠意と善意をもって行動し、同等の環境下で分別ある人間の行動と同程度の注意を払うとともに、勤勉に職務にあたるのが求められ、その義務は制限的でした。	新会社法では、2006年の英国の会社法の条項に基づいて、公開会社と非公開会社の取締役に広範な義務を課しています。取締役は独立した判断を下す義務があり、会社の発展を促進することが法律により義務付けられています。	効果的なコーポレートガバナンスを確保するには、取締役と管理職チームに取締役の義務に関するトレーニングを提供することをお勧めします。

総会 の通 知	すべての総会を開催するにあたり、21 営業日前までに書面通知による召集が必要でした。	現在、総会は 14 暦日前までの書面通知により召集が可能です。年次総会は、21 暦日前までの書面通知により召集が可能です。なお、両通知期間については、緊急の場合には、株主の同意があれば短縮することができます。	会社は短縮された通知期間の影響を考慮すべきです。通知期間の短縮により、株主による重要事項の決定が遅延することなく、迅速な意思決定につながることを期待されます。
監査 要件	すべての会社は、株主の承認を得るため総会前に監査済み財務諸表と監査レポートを用意する必要があります。	新会社法は、年間売上高が 500 万米ドル以下で株主数が 20 以下の非公開中小企業については、財務諸表の監査義務を免除しました。他方、監査義務とは別に、すべての会社の取締役は、各年度の財務諸表について用意する必要があります。	貴社が非公開中小企業の適用除外の範囲であるかどうかを確認すべきでしょう。
申告 義務	年次申告書の提出が必要でした。	新会社法では、すべての DIFC 法人は、ライセンス更新時に、年次申告書に代わって、確認報告書を DIFC 会社登記所に申告する必要があります。また公開会社は、いかなる要求者に対しても確認報告書の書面コピーを提出しなければなりません（合理的な費用負担の上）。	会社は、ライセンス更新時に、確認報告書が正確かつ、DIFC 会社登記所に基づいて作成されたことを確認する仕組みを用意すべきです。
最終 受益 者の 登録 簿	最終受益者を特定する登録簿を保持する必要はなし。	すべての DIFC 法人（特定の免除対象にもよりますが）は、最終受益者（直接的または間接的に少なくとも会社の 25% を所有または管理する個人）の登録簿の保持が要求されます。登録簿は、法施行日から 90 日以内に作成しなくてはなりません。これは公的な登録簿ではありませんが、DIFC 会社登記所に提出する必要があります。変更が生じた際にも通知する必要があります。なお、公認の証券取引所に上場している公開会社は、最終受益者の登録簿を保持する必要はありません。	会社は最終受益者登録簿を適時に作成し、変更が生じた場合、DIFC 会社登記所に通知する仕組みを用意すべきです。
債務 証書 の登 録簿	債務証書登録簿の要件はなし。	新会社法では、債務証書を発行した会社は、債権者の登録簿を作成・維持しなくてはなりません。	債務証書を発行した会社は、債権者の登録簿が作成・維持されていることを確認しなくてはなりません。

## 会社分類：非公開会社と公開会社

新会社法は、公開会社と非公開会社の相違を区別しています。主な相違点は以下の表に記載されています。

項目	非公開会社	公開会社
株主数	1～50人	1～無制限（制限なし）
最低自己資本要件	最低金額の定めなし。	10万米ドル
総務担当役員	不要	要
社名	社名の後に「Limited」または「Ltd」が続く。	社名の後に「Public Limited Company」または「PLC」が続く。
公募株	一般投資家に株式を提供しない。	一般投資家に株式を提供する。
全額払込済み株券	株式の全額を払い込む必要はない。	発行済み株式について、その価格の少なくとも25%まで払い込む必要がある。
年次総会	不要（定款により必要とされる場合を除く）。	要
減資	株主の普通決議、新聞での公開および支払能力証明プロセスの対象となる。	株主の特別決議、債権者との協議を含むDIFC裁判命令による確認の対象となる。
財政援助	公開会社の子会社である場合のみ禁止	禁止

新会社法は、DIFCで設立されたすべての法人に何らかの影響を与えます。定款を変更し、新要件が適切に遵守されているか確認するためには、まずは管理職が新しい規則のフレームワークを理解することが大切です。